

住 民 税

個 人 の 市 民 税

個 人 の 県 民 税

法 人 の 市 民 税

個人 の 市 民 税

1. 税 率 均 等 割 3,000円

所 得 割 標 準 税 率 6 %

2. 個人市民税の内訳

単位 千円

年度	合計		均等割		所得割	
	人員	税額	人員	税額	人員	税額
	合 計					
平成21年度	30,545	2,346,535	29,200	82,439	20,829	2,264,096
22	29,061	2,144,431	28,283	81,175	19,329	2,063,256
23	27,687	2,030,154	27,687	79,386	17,927	1,950,769
24	27,220	1,946,997	27,220	76,996	17,849	1,870,001
25	26,936	1,927,123	26,936	80,808	17,136	1,846,315
	普 通 徴 収					
平成21年度	22,148	1,218,024	20,881	62,067	12,751	1,155,957
22	20,736	1,094,040	20,075	61,002	11,368	1,033,038
23	19,547	1,009,765	19,549	59,384	10,044	950,382
24	17,314	787,607	17,314	52,604	8,377	735,003
25	17,115	729,622	17,115	56,071	7,731	673,551
内年金特徴分	(3,880)	(128,363)	(3,400)	(8,074)	(3,335)	(120,289)
	特 別 徴 収					
平成21年度	8,397	1,128,511	8,319	20,372	8,078	1,108,139
22	8,325	1,050,391	8,208	20,173	7,961	1,030,218
23	8,140	1,020,389	8,138	20,002	7,883	1,000,387
24	9,906	1,159,390	9,906	24,392	9,472	1,134,998
25	9,821	1,197,501	9,821	24,737	9,405	1,172,764

平成25年度は、6月30日現在

3. 平成25年度所得割額調べ（平成25年6月30日現在）

(1) 所得段階別

単位 千円、構成比%

課税所得段階	人員	総所得金額	課税 所得金額	算出 所得割額	差引 所得割額	構成比
合計	17,136	48,967,696	32,567,196	1,907,273	1,846,315	100.00
10万円以下	830	846,708	344,186	12,332	11,257	0.61
100万円 "	7,263	10,189,040	4,751,067	264,652	246,018	13.33
200万円 "	5,031	11,909,291	7,282,822	431,560	414,515	22.45
300万円 "	1,907	7,039,252	4,685,928	279,893	271,255	14.69
400万円 "	853	4,200,133	2,944,606	176,438	174,331	9.44
550万円 "	546	3,440,469	2,552,196	152,929	151,636	8.21
700万円 "	240	1,940,378	1,514,112	89,744	89,142	4.83
1,000万円 "	207	2,095,683	1,715,506	102,457	101,783	5.51
1,000万円超	259	7,306,742	6,776,773	397,268	386,378	20.93

(2) 所得区分別

単位 千円、構成比%

所得区分	人員	総所得金額	課税 所得金額	算出 所得割額	差引 所得割額	構成比
合計	17,136	48,967,696	32,567,196	1,907,273	1,846,315	100.00
給与	11,987	34,689,409	22,803,592	1,367,743	1,331,147	72.10
営業等	916	3,156,783	2,181,917	130,877	125,827	6.81
農業	7	13,813	5,453	327	297	0.02
その他	4,087	8,070,712	4,694,090	281,482	266,997	14.46
分離譲渡	139	3,036,979	2,882,144	126,844	122,047	6.61

4. 個人住民税の所得控除額及び非課税の範囲

(1) 平成25年度所得控除額等一覧表

控除の種類	控除額等の内容	
雑 損	次のいずれかの多い金額 ①(損失の金額－保険等により補填された額)－(総所得金額等×1/10) ②(災害関連支出の額－保険等により補填された額)－5万円	
医 療 費	(支払った医療費－保険等により補填された額) －{(総所得金額等×5/100)又は10万円のいずれか低い額} 限度額 200万円	
小規模企業 共済等掛金	小規模企業共済法の規定による共済契約により支払った掛金及び地方公共団体が実施する心身障害者共済制度に支払った掛金……………支払った額	
社会保険料	支払った額	
一般生命保険料 介護医療保険料 個人年金保険料	I.平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る控除 支払った保険料が ①12,000円以下の場合……………支払った保険料の金額 ②12,000円を超え32,000円以下の場合……………(支払った保険料の金額)×1/2+6,000円 ③32,000円を超え56,000円以下の場合……………(支払った保険料の金額)×1/4+14,000円 ④56,000円を超える場合……………28,000円 II.平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る控除 支払った保険料が ①15,000円以下の場合……………支払った保険料の金額 ②15,000円を超え40,000円以下の場合……………(支払った保険料の金額)×1/2+7,500円 ③40,000円を超え70,000円以下の場合……………(支払った保険料の金額)×1/4+17,500円 ④70,000円を超える場合……………35,000円 III.新契約と旧契約の双方についての保険料控除の適用を受ける場合の控除 イ 新契約と旧契約それぞれで計算した金額の合計額(限度額28,000円) ロ 新契約のみで計算した金額(限度額28,000円) ハ 旧契約のみで計算した金額(限度額35,000円)	
地震保険料	※地震保険契約等に係るものである場合 支払った保険料が ①50,000円以下の場合……………支払った保険料の1/2 ②50,001円以上の場合……………25,000円 ※旧長期損害保険契約等に係るものである場合 支払った保険料が ①5,000円以下の場合……………支払った保険料の金額 ②5,000円を超え15,000円以下の場合……………(支払った保険料の金額)×1/2+2,500円 ③15,000円を超える場合……………10,000円 ◆地震保険料、旧長期損害保険料合わせて最高25,000円	
扶養控除等	配偶者 330,000 円 配偶者特別 (配偶者の所得に応じて減額) 330,000 円 老人配偶者 380,000 円 障害者 260,000 円 特別障害者 300,000 円 同居特別障害者 530,000 円 基礎 330,000 円	一般扶養 330,000 円 老人扶養 380,000 円 同居老親等 450,000 円 特定扶養 450,000 円 寡婦(夫) 260,000 円 特定寡婦 300,000 円 勤労学生 260,000 円

※平成24年度より16歳未満の年少扶養親族に対する扶養控除が廃止

(2) 非課税の範囲

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ② 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下である者

個人の県民税

1. 税率 均等割 1,400円 (内400円は森林づくり県民税)

所得割 標準税率 4%

2. 個人県民税の内訳

単位 千円

年度	合計		均等割		所得割	
	人員	税額	人員	税額	人員	税額
	合計					
平成21年度	30,540	1,545,683	29,200	38,467	20,815	1,507,216
22	29,047	1,411,591	28,283	37,879	19,309	1,373,712
23	27,687	1,335,765	27,687	37,059	17,921	1,298,706
24	27,220	1,280,317	27,220	35,934	17,812	1,244,383
25	27,037	1,274,767	27,037	37,772	17,224	1,236,995
	普通徴収					
平成21年度	22,143	798,640	20,881	28,963	12,737	769,677
22	20,722	716,374	20,075	28,468	11,348	687,906
23	19,547	660,462	19,549	27,727	10,037	632,735
24	17,314	513,771	17,314	24,549	8,340	489,222
25	17,216	482,620	17,216	26,225	7,819	456,395
内年金特徴分	3,880	83,914	3,400	3,768	3,333	80,146
	特別徴収					
平成21年度	8,397	747,043	8,319	9,504	8,078	737,539
22	8,325	695,217	8,208	9,411	7,961	685,806
23	8,140	675,303	8,138	9,332	7,884	665,971
24	9,906	766,546	9,906	11,385	9,472	755,161
25	9,821	792,147	9,821	11,547	9,405	780,600

平成25年度は、6月30日現在

3. 県民税徴収取扱費

単位 円

年度	合計	納税通知書数	
		納税通知書分	払込金額分
平成21年度	100,418,641	96,360,000	4,058,641
22	98,928,018	93,333,900	5,594,118
23	87,779,681	83,061,000	4,718,681
24	94,647,709	81,660,000	12,987,709
25	83,700,000	(制度改正により、県民税納税者1人につき3,000円)	27,900 人

平成25年度、予算数値

法 人 の 市 民 税

1. 法人市民税の税率

(1) 均等割

法人等の区分		均等割額	
資本金	従業員数		
50億円超	50人超	9号(旧1号)	300万円
10億円超～50億円	50人超	8号(旧2号)	175万円
10億円超	50人以下	7号(旧3号)	41万円
1億円超～10億円	50人超	6号(旧4号)	40万円
1億円超～10億円	50人以下	5号(旧5号)	16万円
1千万円超～1億円	50人超	4号(旧6号)	15万円
1千万円超～1億円	50人以下	3号(旧7号)	13万円
1千万円以下	50人超	2号(旧8号)	12万円
上記に掲げる法人以外の法人		1号(旧9号)	5万円

(2) 法人税割 標準税率 12.3%

2. 法人市民税納税義務者数

単位 件

年 度	合 計	地 方 税 法 第 3 1 2 条 第 1 項								
		9号 (旧1号)	8号 (旧2号)	7号 (旧3号)	6号 (旧4号)	5号 (旧5号)	4号 (旧6号)	3号 (旧7号)	2号 (旧8号)	1号 (旧9号)
平成20年度	2,409	9	3	165	6	150	23	420	16	1,617
21	2,332	8	3	157	7	134	22	405	15	1,581
22	2,274	9	3	143	7	127	24	397	17	1,547
23	2,196	10	4	143	7	136	23	392	16	1,465
24	2,201	8	3	143	7	122	18	372	19	1,509

3. 調定件数及び調定額

単位 千円

年 度	合 計		均 等 割		法 人 税 割	
	調定件数	調 定 額	調定件数	調 定 額	調定件数	調 定 額
平成20年度	2,805	541,329	2,676	255,874	851	285,455
21	2,779	470,873	2,647	250,052	822	220,821
22	2,696	485,657	2,536	238,201	790	247,456
23	2,625	447,494	2,513	242,731	704	204,763
24	2,563	448,255	2,460	234,186	716	214,069

※ 法人号数の変更は、平成20年の地方税法改正によるものです。